

# 静岡市教育委員会後援名義使用許可基準

## 1 趣 旨

団体等が、広く一般市民を対象とし、教育の振興に寄与する公益的事業等を主催するものに対して、静岡市教育委員会後援名義（以下「後援名義」という。）の使用を許可する基準を定めるものである。

## 2 事業の許可要件

次の要件を全て満たす場合に限り、後援名義の使用を許可するものとする。ただし、教育長が特に認める場合にあつてはこの限りではない。

- (1) 事業の目的が公益性を有し、教育、学術、文化、芸術、スポーツ等の振興及び普及に寄与するもの。ただし、主催者及び参加者等の親睦を目的とするもの、日常的に行う練習や学習活動等は除く。
- (2) 静岡市内で開催する事業であること。ただし、静岡市の教育、学術、文化、芸術、スポーツ等の振興及び普及を目的として、情報発信を行う内容の事業等にあつてはこの限りではない。
- (3) 営利を目的とする事業でないこと。
- (4) 特定の政治、宗教、思想等を助長し、又は抑制する内容のものでないこと。
- (5) 入場料、参加料等の額は、無料又は不当に高額なものでないこと。
- (6) 実施期間、場所、方法等が適切で、公衆衛生及び事故防止等に関して十分な設備及び措置が講じられていること。
- (7) 会社その他営利団体、政治団体、宗教団体が実施する事業にあつては、後援名義の使用を許可しない。ただし、(1)～(6)までに掲げる全ての要件を満たす事業であつて、当該団体の営利目的、政治目的又は宗教目的と一切の関わりがなく、主に教育の振興に寄与する社会貢献活動等を実施する場合にあつてはこの限りではない。

## 3 申請及び許可

- (1) 事業を主催する団体が後援名義を受けようとするときは、静岡市教育委員会後援名義使用許可申請書（様式第1号）により申請する。
- (2) 前号の申請があつたときは、速やかにその内容を審査し、後援名義の使用の許可を決定したときは、静岡市教育委員会後援名義使用許可通知書（様式第2号）により、不許可を決定したときは、静岡市教育委員会後援名義使用不許可通知書（様式第3号）により、申請者に対し通知するものとする。

## 4 附帯条件

- (1) 後援名義は当該事業以外に使用しないこと。
- (2) 名義上の後援であるため、原則として職員の出席、チラシの配布、各種あいさつ文の作成等を行わない。
- (3) 経費については負担しない。
- (4) 事業を中止又は開催日等を変更する場合は、事前に連絡すること。
- (5) 事業終了後、速やかに静岡市教育委員会後援名義使用事業実績報告書（様式第4号）を提

出すること。

(6) 行事において、登壇者や発言者等の性別に偏りがないよう努めるものとする。

## 5 許可の取り消し

静岡市教育委員会名義使用の許可を受けた者が、次の事項に該当するときは、許可の決定を取り消すことができる。

- (1) 提出書類に虚偽の事項を記載し又は申請についての不正の行為があったとき。
- (2) 事業内容を無断で変更したとき。
- (3) その他、許可の条件等の指示に従わなかったとき。

附 則

この基準は、平成 24 年 10 月 1 日から施行する。

附 則

(施行期日)

- 1 この基準は、令和 2 年 1 月 1 日から施行する。

(経過措置)

- 2 この基準の施行の際、現に改正前の静岡市教育委員会後援名義使用承認基準の様式により作成されている用紙は、当分の間、調整して使用することができる。

附 則

(施行期日)

- 1 この基準は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。

(経過措置)

- 2 この基準の施行の際、現に改正前の静岡市教育委員会後援名義使用許可基準の様式により作成されている用紙は、当分の間、調整して使用することができる。

附 則

(施行期日)

- 1 この基準は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。